

お知らせ

「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく土地開発行為事前協議の審査基準を改訂します。

改訂日	令和6年4月1日
改訂内容	
排水施設の設計雨量強度	
改訂前 ○10年確率	改訂後 ○10年確率 ○ <u>人家等が隣接している場合など</u> 20年確率 ○ <u>要配慮者利用施設等が隣接している場合など</u> 30年確率
洪水調整池の余水吐の能力	
改訂前 ○コンクリートダム 200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量以上	改訂後 ○コンクリートダム 200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の <u>1.2倍以上</u>
土地開発行為期間中の流出土砂量	
改訂前 ○300m ³ (ha/年)	改訂後 ○300m ³ (ha/年) ○ <u>事業区域に以下の区域が含まれる場合</u> <u>400m³～600 m³ (ha/年)</u> ・砂防指定地（砂防法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） ・災害危険区域（建築基準法） ・山地災害危険地区（山地災害危険地区調査要領）
土地開発行為完了後の防災施設の維持管理、太陽光パネルの解体・撤去について（追加）	
○土地開発行為完了後における防災施設（排水施設、沈砂池、洪水調整池等）の維持管理方法の計画書等を添付。 ○太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、太陽光発電事業終了時の太陽光パネルの解体・撤去についての計画書等を添付。	

※令和6年4月1日以降に提出のあった土地開発行為（変更）協議書について、改訂後の審査基準に基づいて審査を行います。